

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に関する公示
令和 2年 5月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に関する公示

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和二年四月七日公示）について、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため、同条第五項の規定に基づき、緊急事態が終了した旨を宣言し、これを公示する。
